

財務省告示第二百八十一号

省令第三十号（第六条第一項の規定に基づき、平成十七年七月二十日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。）
 平成十七年七月十九日
 財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用	発行方法	発行額	払込金額	最低額	振替単位	発行日	募集の価格	利率	初期利子
利付国庫債券（二年）（第二百三十四回）	平成十七年度における財政運営のための公債の発行の特例等に	十九号）第二条第一項	日本郵政公社による国債の募集	額面金額で千五百億円	額面金額で千五百億円	五万円	の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。	平成十七年七月二十日	額面金額百円につき百円八銭	年一パーセント	平成十八年一月二十日
<p>が銀行休業日に当たるときは、金額を次払う。ただし、算出した金額を、銀行休業日に当たるときは、</p>											

十	十	十	十	十		十
八	七	六	五	四		三
払	募	払	元	償	償	後
込	集	場	利	還	還	の
期	期	所	金	金	金	利
日	間		支	額	限	子

平	七	平		日	額	平	利	て	を	毎
成	年	成		本	面	成	子	、	支	年
十	七	十		銀	金	十	を	そ	払	一
七	月	七		行	額	九	支	の	期	月
年	十	年			百	年	払	日	と	二
七	三	七			円	七	う	以	し	十
月	日	月			に	月	。	前	、	日
二	ま	一			つ	二		六	各	及
十	で	日			き	十		月	支	七
日		か			百	日		間	払	月
		ら			円			に	期	二
		平						属	に	十
		成						す	お	日
		十						る	い	

償還金
 $\times \frac{1}{100}$
 $\times \frac{1}{100}$

その翌営業日に支払う（以下、
 次号及び第十四号において規定
 する期日について同じ。）